

序章 計画の概要

1. 計画策定の背景と目的

我が国のこれまでの住宅政策は、「住宅建設計画法」に基づく公的主体の直接供給による「量」の確保を中心として進められ一定の成果を上げてきました。

しかしながら、人口減少に伴う少子高齢化の急速な進展、地球規模で環境問題が深刻化するなど、急速な社会情勢の変化への対応が求められており、住宅や住環境の「質」については決して十分とは言えません。

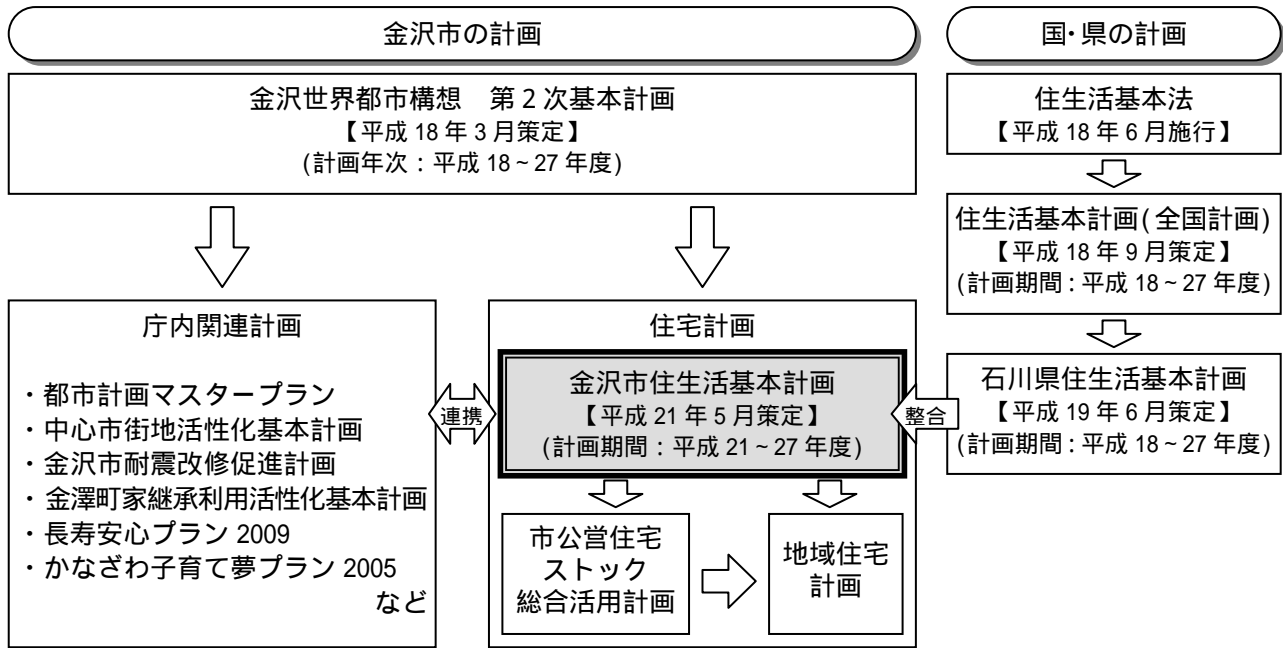
また、経済状況の急激な悪化や、格差社会の進行などにより、住宅困窮者が多様化、増大する中で、公平かつ的確な住宅セーフティネットの確保が求められています。

こうした状況の変化を踏まえて、国は住宅セーフティネットの確保を図りつつ、公的市場や既存の住宅ストックを重視した「質」の確保を中心とする住宅政策へと転換し、平成 18 年 6 月に「住生活基本法」を制定、同年 9 月には「住生活基本計画(全国計画)」が策定されました。石川県においても全国計画に基づいて、平成 19 年 6 月に「石川県住生活基本計画」が策定されています。

本市においても、人口減少や少子高齢化の進展等に伴って高齢者単身世帯が増加し、また、空き家、空き地の増加によって居住環境が悪化するなど、地域コミュニティが希薄化している地域も見られます。また、本市は戦災に遭っておらず、戦前からの住宅が数多く残されています。このことは耐震性や防火対策が十分ではない住宅が数多く存在するという点でもあり、能登半島地震や浅野川豪雨災害などの大規模な自然災害が近年発生している状況を踏まえると、こうした住宅の質的向上は喫緊の課題でもあります。

こうした本市の住宅・住環境における課題に的確に対応し、市民の更なる住生活の安定および向上を図ることを目的として、都市計画、土木、福祉、教育などの他分野とも連携した、体系的かつ効率的な住宅政策を推進するために、「金沢市住宅マスタープラン(計画期間：平成 8 年度～平成 17 年度)」に続く新たな「住まいづくり・まちづくり」の指針として本計画を策定いたします。

計画の位置づけ



2. 計画期間

本計画の計画期間は、全国計画(計画期間：平成18年度～平成27年度)および石川県住生活基本計画(計画期間：平成18年度～平成27年度)の目標年次に合わせ、平成21年度から平成27年度までとします。

なお、今後の社会情勢の変化や、計画の実施状況に適切に対応するため、必要に応じて施策の見直しなどを行いません。

3. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、金沢市の全域とします。